

介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算・介護職員等ベースアップ等支援加算  
処遇改善計画書(令和 4 年度)

1 基本情報<共通>

フリガナ	イリヨホカジンシャダン アオイカイ				
法人名	医療法人社団 葵会				
法人所在地	〒	277-0803			
	千葉県柏市小青田1丁目3番地12				
フリガナ	イシモリ ショウタロウ				
書類作成担当者	石森 章太郎				
連絡先	電話番号	04-7134-1001	FAX番号	04-7134-1010	E-mail ishimori.st@aokai.jp

【本計画書で提出する加算】 ※取得予定の加算について「○」、取得しない加算について「×」を選択すること。

介護職員処遇改善加算(処遇改善加算)  介護職員等特定処遇改善加算(特定加算)  介護職員等ベースアップ等支援加算(ベースアップ等加算)

※すでに処遇改善加算・特定加算を算定している事業所が、令和4年10月以降にベースアップ等加算を算定するために計画書を提出する場合、ベースアップ等加算の算定に必要なセルのみ記入すること。  
※「×」をつけた加算に係る記入欄(グレーになるセル)は、記入不要。

2 賃金改善計画について<共通>

(1)加算額を上回る賃金改善について

- ・本計画に記載された金額は見込額であり、提出後の運営状況(利用者数等)、人員配置状況(職員数等)その他の事由により変動があり得る。
- ・(1)では以下の要件を確認しており、オレンジセルが「○」でない場合、加算取得の要件を満たしていない。
  - I 介護職員の賃金について、処遇改善加算による賃金改善の見込額が、同加算の算定見込額を上回ること
  - II 介護職員その他の職員の賃金について、特定加算による賃金改善の見込額が、同加算の算定見込額を上回ること
  - III 介護職員その他の職員の賃金について、ベースアップ等加算による賃金改善の見込額が、同加算の算定見込額を上回ること

	処遇改善加算	特定加算	ベースアップ等加算
① 令和 4 年度の加算の見込額			1,656,306 円
② 賃金改善の見込額(i-ii) (右側の額は加算見込額を上回ること)			1,659,000 円
i)それぞれの加算の算定により賃金改善を行う場合の賃金の総額(見込額)	(1)	(2)	(3) 65,312,595 円
ii)前年度の賃金の総額(処遇改善加算等取得し実施される賃金改善額及び独自の賃金改善額を除く)【基準額1・基準額2・基準額3】	(4)	(5)	【基準額3】 63,653,595 円
(ア)前年度の賃金の総額	(4)	(5)	(6) 76,816,303 円
(イ)前年度の処遇改善加算の総額	(7)	(8)	(9) 8,609,303 円
(ウ)前年度の特定加算の総額	(10)	(11)	(12) 4,553,405 円
(エ)前年度のベースアップ等加算の総額 (介護職員処遇改善支援補助金の総額を含む)	(13)	(14)	(15) 0 円
(オ)前年度の各介護サービス事業者等の独自の賃金改善額			円

【賃金の総額に係る記入上の注意】

- ・(1)には、処遇改善加算の算定のみにより賃金改善を行った場合の介護職員の賃金総額(見込額)を記載すること。(すなわち、特定加算、処遇改善支援補助金及びベースアップ等加算を取得し実施される賃金の改善見込額を除いた額を記載すること。)
- ・(2)には、特定加算の算定のみにより賃金改善を行った場合の賃金総額(見込額)を記載すること。(すなわち、処遇改善加算、処遇改善支援補助金及びベースアップ等加算を取得し実施される賃金の改善見込額を除いた額を記載すること。)
- ・(3)には、ベースアップ等加算の算定のみにより賃金改善を行った場合の賃金総額(見込額)を記載すること。(すなわち、処遇改善加算、特定加算及び処遇改善支援補助金を取得し実施される賃金の改善見込額を除いた額を記載すること。)
- ・(4)には、介護職員のみ賃金の総額を記載すること。
- ・(5)には、事業所に従事するすべての職員(介護職員及びその他の職種)の賃金の総額を記載すること。
- ・(6)には、ベースアップ等加算の配分対象が介護職員のみである場合、介護職員のみ賃金の総額を記載することとし、原則として(4)と同一の数値を記載すること。また、ベースアップ等加算の配分対象にその他の職種を含む場合、事業所に従事するすべての職員(介護職員及びその他の職種)の賃金の合計額を記載することとし、原則として(5)と同一の数値を記載すること。
- ・(1)~(6)には、それぞれの加算による賃金改善を行った場合の法定福利費等の事業主負担の増加分を含めることができる。

【加算の総額に係る記入上の注意】

- ・(7)~(15)は、都道府県国民健康保険団体連合会から通知される「介護職員処遇改善加算等総額のお知らせ」「介護職員処遇改善支援補助金 支払額通知書」に基づき記載すること。
- ・(10)(13)には、前年度の特定加算・ベースアップ等加算の総額のうち、介護職員に支払われた加算額のみを記載し、(11)(12)(14)(15)には事業所に支払われた加算額(加算額の総額)を記載すること。

【独自の賃金改善額に係る記入上の注意】

- ・②ii)(オ)の独自の賃金改善額は、本計画書の提出年度における独自の賃金改善分(初めて処遇改善加算を取得した年度以降に新たに行ったものに限る。処遇改善加算、特定加算及びベースアップ等加算に係るものを除く。)をいうものであり、「(5)ハ 各介護サービス事業者等による処遇改善加算・特定加算及びベースアップ等加算の配分を除く賃金改善」欄に支給額、方法等の具体的な賃金改善の内容を記載すること。





(5)賃金改善を行う賃金項目及び方法

イ 処遇改善加算

賃金改善を行う給与の種類	<input type="checkbox"/> 基本給 <input type="checkbox"/> 手当(新設) <input type="checkbox"/> 手当(既存の増額) <input type="checkbox"/> 賞与 <input type="checkbox"/> その他
具体的な取組内容	(当該事業所における賃金改善の内容の根拠となる規則・規程) <input type="checkbox"/> 就業規則の見直し <input type="checkbox"/> 賃金規程の見直し <input type="checkbox"/> その他 ( ) (賃金改善に関する規定内容) ※上記の根拠規程のうち、賃金改善に関する部分を記載。
	※前年度に提出した計画書から変更がある場合には、変更箇所を下線とするなど明確にすること。
	(上記取組の開始時期)    令和    年    月 ( <input type="checkbox"/> 実施済 <input type="checkbox"/> 予定 )

※上記に加えて、前年度に提出した計画書の記載内容から変更がない場合は「変更なし」にもチェック(○)すること。     変更なし

ロ 昇給加算

賃金改善を行う給与の種類	<input type="checkbox"/> (A)昇給の対象となる給与項目 <input type="checkbox"/> (B)他の給与項目 <input type="checkbox"/> (C)その他の給与項目 (A)に該当しない場合の理由:
賃金改善を行う給与の種類	<input type="checkbox"/> 基本給 <input type="checkbox"/> 手当(新設) <input type="checkbox"/> 手当(既存の増額) <input type="checkbox"/> 賞与 <input type="checkbox"/> その他
具体的な取組内容	(当該事業所における賃金改善内容の根拠となる規則・規程) <input type="checkbox"/> 就業規則の見直し <input type="checkbox"/> 賃金規程の見直し <input type="checkbox"/> その他 ( ) (賃金改善に関する規定内容) ※上記の根拠規程のうち、賃金改善に関する部分を記載。
	※前年度に提出した計画書から変更がある場合には、変更箇所を明確にすること。
	(上記取組の開始時期)    令和    年    月 ( <input type="checkbox"/> 実施済 <input type="checkbox"/> 予定 )

※上記に加えて、前年度に提出した計画書の記載内容から変更がない場合は「変更なし」にもチェック(○)すること。     変更なし

ハ ベースアップ等加算

賃金改善を行う給与の種類	ベースアップ等	<input checked="" type="checkbox"/> 基本給 <input type="checkbox"/> 決まって毎月支払われる手当(新設) <input checked="" type="checkbox"/> 決まって毎月支払われる手当(既存の増額)
	その他	<input type="checkbox"/> 手当(新設) <input type="checkbox"/> 手当(既存の増額) <input type="checkbox"/> 賞与 <input type="checkbox"/> その他 ( )
具体的な取組内容	(当該事業所における賃金改善の内容の根拠となる規則・規程) <input type="checkbox"/> 就業規則の見直し <input checked="" type="checkbox"/> 賃金規程の見直し <input type="checkbox"/> その他 ( ) (賃金改善に関する規定内容) ※上記の根拠規程のうち、賃金改善に関する部分を記載。	
	常勤介護職員に毎月支払われる既 Hands 当の内、調整手当を一律9,000円増額。 非常勤介護職員の時給を一律50円増額。	
	※前年度に提出した計画書から変更がある場合には、変更箇所を下線とするなど明確にすること。 (上記取組の開始時期)    令和    4    年    2    月 ( <input checked="" type="checkbox"/> 実施済 <input type="checkbox"/> 予定 )	

※上記に加えて、前年度に提出した計画書の記載内容から変更がない場合は「変更なし」にもチェック(✓)すること。     変更なし

ニ 各介護サービス事業者等による処遇改善加算、特定加算及びベースアップ等加算の配分を除く賃金改善

(1)②ii)(オ)の「前年度の各介護サービス事業者等の独自の賃金改善額」に計上する場合は記載すること。

独自の賃金改善の具体的な取組内容	
独自の賃金改善額の算定根拠	

3 キリパス要件I 次の何れも満たすすべての事。ただし、 加算①の金額が非該当  該当  非該当

I 介士員の数に占める、位下I又はIIの内容の要件が60%以上を占める。	
II 位下I又はIIの内容を占める割合が50%以上である。	
A 位下Iについて、位下Iの要件を位下Iとして、全ての介士員が満たしている。	
※上記に加えて、前年度に提出した計画の内容が変更がない場合は加算①の金額もチェック(○)すること。 <input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	

キリパス要件II 次の何れも満たす。ただし、 加算①の金額が非該当  該当  非該当

I 介士員の数に占める、位下I又はIIの内容の要件が60%以上を占める。	
II 位下I又はIIの内容を占める割合が50%以上である。	<p>① 位下Iの要件を位下Iとして、全ての介士員が満たしている。</p> <p>② 位下Iの要件を位下Iとして、全ての介士員が満たしている。</p>
<p>① 位下Iの要件を位下Iとして、全ての介士員が満たしている。</p> <p>② 位下Iの要件を位下Iとして、全ての介士員が満たしている。</p>	
※上記に加えて、前年度に提出した計画の内容が変更がない場合は加算①の金額もチェック(○)すること。 <input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	

キリパス要件III 次の何れも満たす。ただし、 加算①の金額が非該当  該当  非該当

I 介士員について、位下I又はIIの内容を占める割合が60%以上を占める。	
<p>① 位下Iの要件を位下Iとして、全ての介士員が満たしている。</p> <p>② 位下Iの要件を位下Iとして、全ての介士員が満たしている。</p>	<p>① 位下Iの要件を位下Iとして、全ての介士員が満たしている。</p> <p>② 位下Iの要件を位下Iとして、全ての介士員が満たしている。</p>
※上記に加えて、前年度に提出した計画の内容が変更がない場合は加算①の金額もチェック(○)すること。 <input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	
※要件IIを満たす(○)する場合は、加算①の金額もチェック(○)すること。 <input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	

4. 職場環境等要件について<処遇改善加算等特定加算>

【処遇改善加算】  
届出する計画の期間中に実施する点について、全てが右の項目にチェック(○)すること。ただし、該当するに当たっては、追加したキャリアアップに関する要件が定められている点に必ずしも対応するとはしないこと。  
【特定加算】  
届出する計画の期間中に実施する点について、すべてにチェック(○)すること。その取組を行い、「人材確保に向けた取組」、「賃金の向上やキャリアアップに向けた取組」、「働きやすさの向上」、「社会福祉の向上」、「社会福祉の向上」、「社会福祉の向上」、「社会福祉の向上」のいずれかの取組について、右に該当する以上の取組を行うこと。必ずしも追加した特定加算で、別の項目で行ったとはしない。

区分	内容
人材確保に向けた取組	<input type="checkbox"/> 法人や支店の専任職やケアマネが中心で人材確保が困難な場合、そのほかの職種の活用や他業種からの人材確保
	<input type="checkbox"/> 就業の方向による採用、人種・年齢・性別・障害の有無にかかわらずの採用
	<input type="checkbox"/> 他業種からの人材確保、主婦層、中高年層等、就業意欲が低い層に働きやすい環境づくり、期間の短縮、待遇の向上
	<input type="checkbox"/> 就業の方向による採用、人種・年齢・性別・障害の有無にかかわらずの採用
賃金の向上やキャリアアップに向けた取組	<input type="checkbox"/> 働きやすさの向上、社会福祉の向上、社会福祉の向上、社会福祉の向上、社会福祉の向上、社会福祉の向上、社会福祉の向上、社会福祉の向上
	<input type="checkbox"/> 就業の方向による採用、人種・年齢・性別・障害の有無にかかわらずの採用
	<input type="checkbox"/> 就業の方向による採用、人種・年齢・性別・障害の有無にかかわらずの採用
社会福祉の向上	<input type="checkbox"/> 就業の方向による採用、人種・年齢・性別・障害の有無にかかわらずの採用
	<input type="checkbox"/> 就業の方向による採用、人種・年齢・性別・障害の有無にかかわらずの採用
	<input type="checkbox"/> 就業の方向による採用、人種・年齢・性別・障害の有無にかかわらずの採用
	<input type="checkbox"/> 就業の方向による採用、人種・年齢・性別・障害の有無にかかわらずの採用
社会福祉の向上	<input type="checkbox"/> 就業の方向による採用、人種・年齢・性別・障害の有無にかかわらずの採用
	<input type="checkbox"/> 就業の方向による採用、人種・年齢・性別・障害の有無にかかわらずの採用
	<input type="checkbox"/> 就業の方向による採用、人種・年齢・性別・障害の有無にかかわらずの採用
社会福祉の向上	<input type="checkbox"/> 就業の方向による採用、人種・年齢・性別・障害の有無にかかわらずの採用
	<input type="checkbox"/> 就業の方向による採用、人種・年齢・性別・障害の有無にかかわらずの採用
	<input type="checkbox"/> 就業の方向による採用、人種・年齢・性別・障害の有無にかかわらずの採用
社会福祉の向上	<input type="checkbox"/> 就業の方向による採用、人種・年齢・性別・障害の有無にかかわらずの採用
	<input type="checkbox"/> 就業の方向による採用、人種・年齢・性別・障害の有無にかかわらずの採用
	<input type="checkbox"/> 就業の方向による採用、人種・年齢・性別・障害の有無にかかわらずの採用
社会福祉の向上	<input type="checkbox"/> 就業の方向による採用、人種・年齢・性別・障害の有無にかかわらずの採用
	<input type="checkbox"/> 就業の方向による採用、人種・年齢・性別・障害の有無にかかわらずの採用
	<input type="checkbox"/> 就業の方向による採用、人種・年齢・性別・障害の有無にかかわらずの採用

※上記に加えて、前年度と提出した計画書の記載内容から変更がない場合は、追加した項目にチェック(○)すること。  なし

5. 見える化要件について<特定加算>

実施している見せ方について、チェック(○)すること。

ホームページへの掲載	<input type="checkbox"/> 掲載あり <input type="checkbox"/> 掲載なし
その他の方法による見せ方	<input type="checkbox"/> 掲載あり <input type="checkbox"/> 掲載なし
その他	<input type="checkbox"/> 掲載あり <input type="checkbox"/> 掲載なし

※上記に加えて、前年度と提出した計画書の記載内容から変更がない場合は、追加した項目にチェック(○)すること。  なし

以下の点を確認し、全ての項目にチェックして下さい。

確認項目	証明する資料の例
<input checked="" type="checkbox"/> 加算相当額を適切に配分するための賃金改善ルールを定めました。	就業規則、給与規程
<input checked="" type="checkbox"/> 処遇改善加算等として給付される額は、職員の賃金改善のために全額支出します。	給与明細
<input checked="" type="checkbox"/> 加算対象となる職員の勤務体制及び資格要件を確認しました。	勤務体制表、介護福祉士登録証
<input type="checkbox"/> 特定加算要件Ⅱの賃金向上の目標及び具体的な計画を定めました。	賃金向上のための計画
<input checked="" type="checkbox"/> 労働基準法、労働災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていません。	-
<input checked="" type="checkbox"/> 労働保険料の納付が適正に行われています。	労働保険関係成立届、確定保険料申告書
<input checked="" type="checkbox"/> 本計画書の内容を雇用する全ての職員に対して周知しました。	会議録、周知文書

※ 各証明資料は、指定権者からの求めがあった場合には、速やかに提出すること。  
※ 本表への虚偽記載の他、処遇改善加算、特定加算及びベースアップ等加算の請求に関して不正があった場合は、介護報酬の返還や指定取消となる場合がある。

計画書の記載内容に虚偽がないことを証明するとともに、記載内容を証明する資料を適切に保管していることを誓約します。

令和 4 年 8 月 24 日 法人名 医療法人社団 葵会  
代表者 職名 理事長 氏名 新谷 幸義

